

藍鼎元『女學』の研究〔9〕

下見 隆雄

本稿では、婦徳篇中（女學卷二）「敬身之徳」卷第五十九章〜第六十五章に関する研究を掲載する。

【第五十八章】

「原文」曲禮曰、男女不雜坐、不同櫛枷、不同巾櫛、不親授、「節」櫛音移、枷音架、「節」嫂叔不通問、「節」男女非有行媒、不相知名、非受幣、不交不親、右、第五十八章、

曲禮に曰わく、男女は、雜坐せず、櫛枷を同じくせず、巾櫛を同じくせず、親から授けず。（1）「節」なり。櫛は、音移。枷は、音架。」

嫂あに叔あしは、通問せず。（2）「節」なり。」

男女は、行媒有るに非ざれば、名を相い知らず。幣を受くるに非ざれば、交わらず親します。（3）右、第五十八章。

○資料研究

（1）『禮記』曲禮上篇に、「男女は、雜坐せず、櫛枷を同じくせず、巾櫛を同じくせず、親から授けず。」とある。鄭玄注に「皆な、別を重んじ淫乱を防がんが爲めなり。雜坐せずとは、男子は堂に在り、女子は房に在るなり。」とある。なお、孫希旦『禮記集解』曲

禮上第一二に、呂大臨の説「男女は雜坐せずとは、經に文無しと雖も、然れども喪祭の禮、男女の位異なれり。男子、堂に在れば、則ち女子、房に在り。男子、堂下に在れば、則ち女子、堂上に在り。男子、東方に在れば、則ち女子、西方に在り。坐するにも、亦た宜しく然すべし。」を掲げる。なお、内則篇には、「七年にして、男女、席を同じくせず。食を共にせず。」とあり、「男は内を言わず、女は外を言わず。祭に非ず喪に非ざれば、器を相い授けず。其の相い授くるには、序は受くるに篋を以てし、篋無きときは、則ち皆坐して之れを奠きて、而して后に之れを取る。外内、井を共にせず、福を共にせず、寢席を通せず、乞假を通せず、男女、衣裳を通せず。内言出ださず、外言入れず。男子、内に入らば、嘯かず指さず、夜行くには燭を以てす、燭無ければ則ち止む。女子、門を出れば、必ず其の面を擁蔽す。夜行くには燭を以てす、燭無ければ則ち止む。道路は男子は右由りし、女子は左由りす。」と、また、「禮は夫婦を謹むに始まる。宮室を爲りて外内を辨じ、男子は外に居り、女子は内に居り、……男女、櫛枷を同じくせず、敢えて夫の櫛枷を懸けず、敢えて夫の篋筥に藏せず、敢えて福浴を共にせず云々」とある。

(2) 『禮記』曲禮上篇に、「嫂むねおつのおぢと 叔むねおつのおぢと は、通なよびあひさつ 問せず。」とある。なお、『樂府詩集』卷第三十二、相和歌辭、平調曲、「君子行」古辭に、「君子未然に防ぐ、嫌疑の間に處せず。……嫂叔は親から授けず。長幼は比肩せず云々」とある。

(3) 『禮記』曲禮上篇に、「男女は、行媒有るに非ざれば、名を相い知らず。幣を受くるに非ざれば、交わらず親しまず。」とあり、鄭玄注に「媒の往來して昏姻の言を傳うるを見て乃ち姓名を相い知る。」という。孔穎達『正義』に、「先ず媒氏行きて、昏姻の意を傳うるを須ちて後、乃ち名を知る。媒の往來して昏姻の言を傳うるを見て乃ち姓名を相い知るなり。故に昏禮に六禮有りて、二を問名と曰う。」という。また、「幣を受くる云々」については、鄭玄注に、「別を重んずるなり。禮有りて乃ち相い纏うこと固し。」とあり。孔穎達『正義』に、「幣とは聘の玄纁・束帛なり。先ず禮幣を須ちて、然る後、交親こしちしむなり。」という。

『禮記』昏義篇に、「昏禮は、將に二姓の好を合わせ、上は以て宗廟に事えて、而して下は後世に繼がんとするなり。故に君子之れを重んず。是こを以て、昏禮に、納采・問名・納吉・納徵・請期には、主人、廟に筵几して、而して拜して門外に迎え、入りて揖讓して而して升り、命を廟に聽く。昏禮を敬慎・重正する所以なり。」とある。

『儀禮』士昏禮篇に、儀式についての詳細な儀節の展開が記載されている。初めは「納采」の礼、婿の家から女性側に使者を差し向け禮物を納めて、採択の意志を伝え、父から結婚の承諾を得る。次は「問名」、使者は女性の名を問う。次は「納吉」、婿側では、この結婚の吉凶を廟で占い、吉兆を得た旨を女性側に伝える。次は「納

徵」、婚約の取り決めを完了する儀式。使者を遣つて幣帛を納める。次は「請期」、結婚式の期日を占つて吉日を得たら女性側に伝えて諾否を請う。次は「親迎」、結婚式当日、婿自身が赴いて婦を迎える礼。以上で六礼が整う。

◎ 『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」 椀柳即衣架、櫛即梳篋

椀柳は即ち衣架なり、櫛は即ち梳篋なり、とある。本文「椀柳・櫛」に付する注である。各本、以下のようである。

- ② 椀柳即衣架、櫛即梳篋
 - ③ 椀柳即衣架、櫛即梳篋
 - ④ 椀柳即衣架、櫛即梳篋
 - ⑤ 椀柳即衣架、櫛即梳篋
 - ⑥ 椀柳即衣架、櫛即梳篋
- 以上、「篋」を、⑤・⑥では、傍線部のように「篋」に変じる。

◎ 「敬身の徳」についての藍鼎元の論

「原文」 男女之防、人獸之關、最宜慎重、不可紊也、女子守身、當兢兢業業、如將軍守城、稍有一毫疎失、則不得生、故日、無不敬也、敬身爲大焉、別嫌明微、必防其漸、正本清源、必慎其始、可貧可賤、可死可亡、而身不可辱、述敬身之徳、自此下凡八章、

男女の防しきり、人獸の關かぎは、最も宜しく慎重なるべくして、紊なだる可からざるなり(一)。女子、身を守るに、當に兢いましめつし・業あやぶみおそれる業

なること、將軍の城を守るが如くなるべし。稍すこに一毫の疎失そしつすらも有れば、則ち生くることを得ず。故に日く、敬せざることを無し、身を敬するを大なりと爲すなりと（2）。嫌きらを別わかし微かなるに明みにし、必ず其の漸いそを防ぐ。本を正し源を清にし、必ず其の始めを慎しむ。貧なる可く賤なる可く、死する可く亡する可けれども、而れども身は辱かしむ可からざるなり。敬身の徳を述ぶること、此れ自り以下、凡そ八章なり。

○資料研究

（1）『禮記』禮運篇にも、「飲食男女には、人の大欲存す。……一に以て之れを窮めんと欲すれば、禮を捨て、何を以てせんや。」とある。食欲・性欲は、生き物である人間が、最も自律的な制御に

苦しむところである。そこで、制御を自律的な心の命令として発する道徳の規準が定められる必要が生じよう。いずれも、人間が生まれ出て存続する上での基本的な必要の欲であるが、特に性欲には、食欲とは異なる多くの複雑な問題が含まれる。男性・女性という質を異にする両様の性欲への対応・調和は、人間関係安定の要であり、子孫を生み家庭を形成し、国家・社会の構築に関わる重要な契機が存するのである。性欲には、男女のいづれにも、自己管理を超える奔放な情念が潜在し、噴出が過剰になると、時として深刻な人間関係の諸問題をひき起こしてしまうことが多い。両様の性欲の不調和は、社会混乱の諸原因ともなるのである。そこで、「男女の別」すなわち男女の間のけじめをどう定めるかが、古来、礼の問題として注目されることになる。

『孔叢子』刑論けいろん第四に、刑罰と礼制について、文子が孔子に質問するところがある。文子は、「呉越の俗、禮無くして而して亦た治

まるは何ぞや。」と問う。孔子は、「夫れ呉越の俗、男女に別無し。川を同じくして而して浴し、民、輕んじて相い犯す。故に其の刑重くして而して勝えず。禮無きに由るなり。中國の教、外内と爲して以て男女を別す。器服を異にして、以て等類を殊にす。故に其の民、篤くして而して法す。其の刑、輕くして而して勝う。禮有るに由るなり。」と答えている。男女各が両性間のけじめを認識する礼の決まりが必要であることを明確にする。儒家家族制において、性欲の自己制御や性への対応自覚は、「男女の別」によつて語られる。『禮記』の中でこれに関する指摘は多い。上章注（1）「内則」篇に掲げるとおりである。

また、「郊特牲」篇に、「天地合して而して后に萬物興る。夫れ昏禮は、萬世の始めなり。異姓に取るは、遠きに附し別を厚くする所以なり。幣かひは必ず誠に、辭は臆おそからざる無し。之れに告ぐるに直信を以てす。信は人に事つかうるなり。信は婦徳なり。壹ひとたび之れと齊すれば身を終うるまで改めず。故に夫死すれば嫁がず。男子親迎するに、男、女に先まつは、剛柔の義なり。天は地に先ち、君は臣に先つ、其の義一なり。摯を執りて以て相い見ゆるは、敬して別を章にするなり。男女別有りて、然る後に父子親しみ、父子親しみて、然る後に義生ず。義生じて、然る後に禮作り、禮作りて然る後に萬物安し。別無く義無きは、禽獸の道なり。」という。『女學』文中の「人獸の關」は、『禮記』におけるこの「禽獸の道」を意識していそうに思われる。なお、「壹たび之れと齊すれば身を終うるまで改めず。」については、『禮記』鄭玄注に「齊とは牢を食らい、尊卑を同じくするなり。齊、或いは醮なぐさに爲る。」という。『列女傳』賢明篇「宋鮑女宗」に、「女宗曰く、婦人、一たび醮すれば、改め

ず。」とあり、同「貞順」篇「蔡人之妻」にも、「人に適くの道、一たび醮すれば、身を終うるまで改めず。」、同篇「息君婦人」に「終に身を以て貳醮せず。」という。梁端『列女傳校注』「宋鮑女宗」篇には、「郊特性」篇の鄭注に注目し、「齊」、「醮」は、「古音、脂幽二部聲近し、通借なり。」という。朱彬『禮記訓纂』郊特性篇に、王引之の説を引いて、「古本、正しく醮に作りしなり。」という。『白虎通義』嫁娶篇には「郊特性」篇を引いて、「壹たび之れと齊すれば、身を終うるまで改めず。」に作る。陳立『白虎通疏證』嫁娶篇には、「鄭玄は彼の注で、齊、一に醮に作ると云っているように、古本多くは醮に作っていたのであって、班氏の據るところの本も必ず同じきなるに、後人誤りて鄭本に依りて此の處を改めて齊に作りしのみ。」と指摘する。

次に、「大傳」篇には、「男女、辨無ければ則ち亂升る。天地の情なり。」という。「昏義」篇にも、昏礼の儀式が慎重に丁寧に行はれることについて「敬慎重正にして而して後に之れを親しむは、禮の大體なり。而して男女の別を成して夫婦の義を立つる所以なり。男女別有りて而して後に夫婦義有り。夫婦義有りて、而して後に父子親有り。父子親有りて、而して後に君臣正有り。故に曰わく、昏禮なる者は禮の本なりと。」という。

(2) 『禮記』哀公問篇に、「孔子、遂に言いて曰わく、昔、三代明王の政、必ず其の妻子を敬するや、道有り。妻なる者は親の主なり。敢えて敬せざらんや。子なる者は親の後なり。敢えて敬せざらんや。君子は敬せざること無きなり。身を敬するを大なりと爲す。」とある。『孔子家語』大昏解篇にも同趣旨の文が見え、文言に少し異同があるが、「孔子、遂に言いて曰わく、昔、三代明王必ず妻子

を敬するや、蓋し道有り。妻なる者は親の主なり。子なる者は親の後なり。敢えて敬せざらんや。是の故に、君子は敬せざること無きなり。敬なる者は、身を敬するを大なりと爲す。」という。

【第五十九章】

「原文」孔子曰、夫禮、防民所淫、章民之別、使民無嫌、以爲民紀者也、故男女無媒不交、無幣不相見、恐男女之無別也、詩云、伐柯如之何、匪斧不克、取妻如之何、匪媒不得、藝麻如之何、橫從其畝、取妻如之何、必告父母、(夫音扶、取俱去聲、從音宗、)

右第五十九章

孔子曰わく、夫れ禮は、民の淫ぼる所を防ぎ、民の別を章らかにし、民をして嫌無から使め、以て民の紀と爲す者なり。故に男女媒無ければ交わらず、幣無ければ相見せず。男女の別無からんことを恐るればなり。詩に云う、柯を伐ること之れを如何んぞ、斧に匪ざれば克わず。妻を取ることを之れを如何んぞ、媒に匪ざれば得ず。麻を藝うること之れを如何んぞ、其の畝を横從にす。妻を取ることを之れを如何んぞ、必ず父母に告ぐと。(1) (夫は音扶。取は俱に去聲。從は音宗。)

右、第五十九章。

○資料研究

(1) 『禮記』坊記篇に、「子云わく、夫れ禮は、民の淫ぼる所を坊ぎ、民の別を章らかにし、民をして嫌無から使め、以て民の紀と爲す者なり。故に男女媒無ければ交わらず、幣無ければ相見せず。男女別無からんことを恐るればなり。此れを以て坊げども、民猶お自ら其の身を獻するもの有り。詩に云う、伐ること柯を之れを如何ん

ぞ、斧に匪ざれば克わず。取ることを妻を之れを如何んぞ、媒に匪ざれば得ず。麻を藝うることを之れを如何んぞ、其の畝を横從にす。妻を取ることを之れを如何んぞ、必ず父母に告ぐと。」とある。『女學』では、初めの「子云わく」を「孔子曰わく」とし、傍線部は省いている。

【第六十章】

「原文」孟子曰、丈夫生、而願爲之有室、女子生、而願爲之有家、父母之心人皆有之、不待父母之命媒妁之言、鑽穴隙相窺、踰牆相從、則父母國人皆賤之、

右第六十章。

孟子曰く、丈夫、生まれて、而して之れが爲めに室有らんことを願ひ、女子、生まれては、而して之れが爲めに家有らんことを願う。父母の心、人皆な之れ有り。父母の命媒妁の言を待たずして、穴隙を鑽ちて相い窺ひ、牆を踰えて相い從えば、則ち父母・國人皆な之れを賤しむ（1）。

右第六十章、

○資料研究

（1）男女の恋愛について、批判的な観点で提示されるものは、『詩經』に多い。「衛風」氓篇に「序」で、「氓は時を刺る。宣公の時、禮義消亡し、淫風大に行わる。男女、別無く、遂に相い奔誘す。華落ち色衰うれば、復た相い棄背す。……正に反るを美し、淫佚を刺するなり。」詩は、「氓の蝻、蝻たる、布を抱きて絲を賣う。來りて絲を賣うに匪ず、來りて我に即きて謀るなり。子を送りて淇を涉りて、頓丘に至る云々」で始まり、約束して、迎えに来た男と結ばれて結婚するが、その後三年、当初の愛情は日々色あせ、生活は苦勞の連続である。「爾及偕に老いんなれど、老いて我をし

て怨み使む。淇には則ち岸有り、隰には泮有るに。總角の晏、言笑して晏、晏、信誓すること且且なれど、其の反を思わず、反を是れ思わず。亦た已焉哉。」と結ばれる。男は、昔の誠実もけじめも知らぬ顔なのである。鄭箋に、「今、君子、心意を放恣にして、曾て拘制する所無し。」という。『詩集傳』に、「言うところ、我と汝と本偕老を期するに、知らず、老いて棄てらるること此くの如くにして、徒に我をして怨み使むとは。」という。

「齊風」南山篇は、齊から魯（他國）に嫁いだ女性を恋して追う男をそしめる歌とされ、「序」は「南山、襄公を刺る。鳥獸の行もて、其の妹に淫す。」という。これは、従来、齊の襄公が、魯に嫁いだ妹文姜と道ならぬ關係を続けた史実を歌ったものと云われている。その第三章に、「麻を藝うる之れを如何せん、其の畝を衡從にす。妻を取る之れを如何せん、必ず父母に告ぐ。既に日に告げたるに、曷ぞ又た鞫むる」という。正式な手順に従って婚姻が成ったものを、なぜいつまでも追いますがって恋しようとするのかと語り歌い、未練をすてきれない男性をそしめる。これは、『左傳』莊公二年・五年・十五年・十九年・二十年などに、文姜の行動を批判的に記述し、『公羊傳』や『穀梁傳』にも繰り返して指摘する。この伝記は、劉向『列女傳』卷七孽嬖篇「魯桓文姜」の語るところであり、物語の展開や関連文献などは、拙著『劉向「列女傳」の研究』頁811〜816に詳しい。

男女の恋愛を歌う詩も多い。「邶風」靜女篇には、いろ美しい女性との城隅での逢い引きの楽しさを歌う。第一章に、「靜女其れ姝なり、我を城隅に俟つ。愛として見え、首を搔きて脚を躡す。」という。しかし朱子『詩集傳』は、「此れ淫奔期會

の詩なり。」という。「鄴風」桑中篇は、自由恋愛をそしめる歌とされ、「序」に、「桑中は、奔を刺るなり。衛の公室淫亂にして、男女相い奔る。世族在位に至るまで、妻妾を相い竊み、幽遠に期す。政散じ民流して、而して止む可からず。」という。「爰に唐を采る、沐の郷に。云に誰をか之れ思ふ、美なる孟姜。我を桑中に期し、我を上官に要し、我を淇の上にする。」とある。『詩集傳』は、これを『禮記』樂記篇の「桑間濮上の音」に結びつけ、その「鄭衛の音は、亂世の音なり。慢に比するなり。桑間濮上の音は亡國の音なり。其の政散じ、其の民流し、上を誣し私を行いて而して止むる可からず。」を引いて、「按ずるに、桑間即ち此の篇、故に小序も樂記の語を用いしなり。」と指摘する。

『詩經』に収める男女の愛の交流を歌う詩が、すべて倫理的な観点でそしめる内容であったということはないであろう。「國風」の中には、本来、それぞれの地方で自然なかたちで語られ歌われた男女の愛のやりとりが収録されたものが多いであろう。しかし、後に、儒教倫理の観点から整理・評論されて、さまざまな固定的なこじつけが生み出され貼り付けられていったということはあり得るだろう。

【第六十一章】

「原文」召南申女曰、夫婦者、人倫之始也、不可不正、正其本、則萬物理、失之毫厘、差之千里、

曲沃負曰、男女之別、國之大節也、婦人脆於志慮於心、不可以邪開也、是故、必十五以笄、二十而嫁、早正其號諡、所以就規節情也、聘則爲妻、奔則爲妾、所以開善遏淫也、節成然後許嫁、親迎然後隨從、貞女之義也、

右第六十一章。

召南申女曰く、夫婦なる者は、人倫の始めなり。正さざる可からず。其の本を正せば、則ち萬物理まる。之れを毫厘に失すれば、之れを千里に差うなり(1)。

曲沃負曰く、男女の別は、國の大節なり。婦人、志に脆く、心に慮し、邪を以て開く可からざるなり。是の故に、必ず十五にして以て笄し、二十にして而して嫁し、早に其の號諡を正すは、規に就き情を節する所以なり。聘すれば則ち妻と爲し、奔すれば則ち妾と爲すは、善を開き淫を遏むる所以なり。節成りて然る後に許嫁し、親迎して然る後に隨從するは、貞女の義なり(2)。

右、第六

○資料研究

(1) 劉向『列女傳』卷四貞順篇の「召南申女」に基づく。申人の女である申女は、夫家が、正式の婚礼の儀礼整えぬまま迎えようとしたのに対して、「其の人と言ふ、以爲うに夫婦は人倫の始めなり正さざる可からず。傳に曰わく、其の本を正せば、則ち萬物理まる。之れを豪釐に失すれば之れを千里に差うと。是を以て本立ちて道生じ、源治まりて流れ清し。故に嫁娶は重きを傳え業を承け、先祖を繼續して宗廟の主と爲る所以なり云々」と語る。ここは、これを部分的に切り取っている。『韓詩外傳』卷一に「傳に曰わく、夫れ行露の人、許嫁す。然り而して未だ往かず。一物、具わらず、一禮、備わらざるを見て、守節もて理を貞すとし、守死もて往かず。君子、以て婦道の宜しきを得たりと爲す。故に擧げて而して之れを傳え、揚げて而して之れを歌いて、以て無道の求めを絶ち汗道の行を防がんかと。詩に曰く、我を訟に速かんと雖も、亦た爾に従わずと。」とある。詩説やかんれんする問題点については、拙著『劉向「列女

傳」に研究』（東海大学出版会・1989）頁445〜453を参照。

② 劉向『列女傳』卷三仁智篇「魏曲沃負」に基づく。曲沃の負は、魏の大夫であつた如耳の母である。魏の哀王が、太子のために妃を迎えることになつたが、美人であつたので、己の所有にしようとした。これに対して、曲沃負は、如耳に、不安定な魏の国情から、王の男女間の不義行為を放置すれば、国は危うくなることは必ずである。禍有ればわが家も無事ではすまされない。おまえが王に忠告すべきだと諭す。しかし、如耳はそのきつかけも得ぬまま、齊国へ使いすることになる。そこで、曲沃負は、自ら直接王に会い、王は妃匹を正しくし男女の別を明確にすることが国を興す上から重要であることや婚姻の意義などを諄々と説く。これを素直に聞き入れた王は、妃を太子に与え、如耳にも爵録を与える。王は国政に励み外国も攻められなかつたという。出典やその他の関連する資料研究については、前注拙著の頁430〜441を参照されたい。

◎『典故列女伝』頭注部分

「内閣文庫」本、頭注部分に、

「原文」脆軟弱也、窳中空也、

脆は軟弱なり。窳は中空なり。

筭は、即ち簪なり。女子、許嫁すれば、乃ち筭す。

とある。「脆」「窳」「筭」字の注である。各本以下のようにである。

○は字体をなさぬもの。

② 「脆軟弱也、窳中空也、」「筭即簪、女子許嫁乃筭」

③ 「○軟弱也、窳中空也、」「筭即簪、女子許嫁乃筭」

④ 「脆軟弱也、窳中空也、」「筭即簪、女子許嫁乃筭」

⑤ 「脆軟弱也、窳中空也、」「筭即簪、女子許嫁乃筭」

【第六十二章】

「原文」行露之詩、女子能以貞潔守者也、其詞曰、厭浥行露、豈不夙夜、謂行多露、又曰、誰謂雀無角、何以穿我屋、誰謂女無家、何以速我獄、雖速我獄、室家不足、誰謂鼠無牙、何以穿我墉、誰謂女無家、何以速我訟、雖速我訟、亦不女從、

右第六十二章

行露の詩、女子、能く貞潔を以て守る者なり。其の詞に曰わく、厭浥たる行の露、豈に夙夜せざらんや。行に露多しと謂う。又た曰わく、誰か謂う雀に角無しと、何を以てか我が屋を穿てる。誰か謂う女に家無しと、何を以てか我れを獄に速く。我れを獄に速ねくと雖も、室家足らず。誰か謂う鼠に牙無しと、何を以てか我が墉を穿てる。誰か謂う女に家無しと、何を以てか我れを訟に速ねく。我れを訟に速くと雖も、亦た女に従わず。右、第六十二章。

○資料研究

『詩經』國風、召南篇の「行露」に、「厭浥たる行の露、豈に夙夜せざらんや。行に露多しと謂う。又た曰く、誰か謂う雀に角無しと、何を以てか我が屋を穿てる。誰か謂う女に家無しと、何を以てか我れを獄に速く。我を獄に速ねくと雖も、室家足らず。誰か謂う鼠に牙無しと、何を以てか我が墉を穿てる。誰か謂う女に家無しと、何を以てか我れを訟に速ねく。我を訟に速くと雖も、亦た女に従わず。」とある。この詩文を引いて女子の節操を語るのは、劉向『列女傳』卷四貞順篇の「召南申女」である。関連する問題点については、前六十一章の「資料研究」を参照されたい。

◎『典故列女伝』頭注部分

「内閣文庫」本、頭注部分に、

〔原文〕角は叶音、録、

角は叶音、録なり。

とある。「角」字の注である。各本、以下のものである。○は字体不明である。

- ② 角叶音録
- ③ 角叶音録
- ④ 角○音録
- ⑤ 角叶音録
- ⑥ 角吐音録

【第六十三章】

〔原文〕齊閔王出遊、至東郭、百姓盡觀、宿瘤女採桑不顧、王怪之召而問焉、對曰、妾受父母教採桑、不受教觀大王、王曰、此奇女也、惜哉宿瘤、女曰、婢妾之職、慎德勤事、苟稱任使、宿瘤何傷、王悅曰、此賢女也、命載之、女曰、使妾不受父母之教、而隨大王、是奔女也、大王又安用之、王大慙、歸使使者以金百鎰、聘爲后、〔瘤音留、稱去聲、使者之使去聲、〕 右第六十三章、

齊の閔王、出でて遊び、東郭に至る。百姓、盡く觀る。宿瘤女、桑を採りて顧みず。王、之れを怪しみて召して而して焉れに問う。對えて曰わく、妾、父母より受けて桑を採るを教われども、大王を觀るを受け教わらずと。王曰わく、此れ奇女なり。惜しいかな宿瘤なりと。女曰く、婢妾の職、徳を慎しみ事を勤むるなり。苟しくも稱

いて使に任ずれば、宿瘤、何ぞ傷まんやと。王悦びて曰わく、此れ賢女なりと。命じて之れを載せんとす。女曰わく、妾をして父母の教えを受けずして、而して大王に隨わ使むれば、是れ奔女なり。大王又た安くんぞ之れを用いんやと。王大いに慙ず。歸らしめて、使者をして金百鎰を以てせ使めて、聘して后と爲す。〔瘤は、音留。稱は、去聲。使者の使は、去聲。〕 右、第六十三章。(1)

○資料研究

(1) この伝記は、古くは、劉向『列女傳』卷六辯通篇「齊宿瘤女」に見える。これによれば、宿瘤女は、齊の東郭の女で、後に閔王の后になった。項に大瘤が有ったので、宿瘤と言われたと説明がある。ここでは、この伝記の初めの、正式の婚礼の儀礼を無視して、女性を妻にすることの非礼であることを述べる部分のみを載せている。劉向『列女傳』の原文とやや異なるところも有る。例えば、「徳を慎しみ事を勤むるなり。苟しくも稱いて使に任ずれば」の部分などは、表現を異にする。明代の『閩範』(呂坤撰)卷2善行「女子之道」に載せる「齊宿瘤女」では、「女曰く、婢妾の職、徳を慎しみ事を勤むるなり。苟しくも稱いて使に任ずれば、宿瘤、何ぞ傷まんやと。」とまとめる。『女學』が依った資料は、これである可能性が考えられる。

この伝記の後半は、宮中に至った宿瘤女が、その容貌の点では諸夫人の失笑をかうが、その現実正視の冷静なる認識や鋭い見識に對して宮中の女性たちは恥じ入ったという。閔王は、大いに感じて、「立てて以て后と爲す。……期月の間のして、化、隣國に行われ、諸侯、之れに朝す。三晉を侵し、秦楚を懼して、一たび帝號を立つ。閔王、此に至るは、宿瘤女、力有るなり。女死するの後に及び、燕、

遂に。齊を屠り、閔王、逃亡して、外に弑死す。」という。物語の展開やかんれんの文献については、前掲拙著、頁734〜742を参照されたい。

◎『典故列女伝』頭注部分

「内閣文庫」本、頭注部分に、

「原文」宿宿疾、瘤者血氣留滯一處、腫而不散也、

宿とは宿疾なり。瘤なる者は、血氣一處に留滯して、腫して而して散ぜざるなり。

とある。「宿」「瘤」字の注である。各本、以下のようにである。(一)

- ② 宿宿瘤者血氣留滯一處腫而不散也
- ③ 宿宿疾瘤者血氣留滯一處腫而不散也
- ④ 宿宿疾瘤者血氣留滯一處腫而不散也
- ⑤ 宿(一)瘤疾○者二氣留滯一處腫而不散也
- ⑥ 宿瘤疾瘤者血氣留滯一處腫而不散也

【第六十四章】

「原文」宋共公夫人伯姬、魯宣公女也、嫁十年而共公卒、宋災、火及于姬所、左右曰、夫人避火、伯姬曰、婦人之義、保傅不具、宵不下堂、待保傅來也、左右曰、如火何、伯姬曰、吾死矣、夫越義而生、不若守義而死、遂逮于火、春秋書之、以著其賢行、勵天下之婦道也、

〔節、 共俱音恭矣、夫之夫音扶、行去聲、〕

楚昭王夫人貞妾、從王遊于漸臺、王他出、留夫人漸臺上、江水驟至、王使者迎夫人、而忘持符、使者至、夫人曰、王召宮人必以符、今使者不持符、吾不行也、使者曰、水方大至、還而持符、恐後矣、

夫人曰、妾聞之、貞女義不犯約、勇不畏死、棄約越義而生、不如死、使者走取符、而臺崩、貞妾死焉、〔使者之使、俱去聲、〕

論曰、水火之災、死生之際、人謂可以行權者也、不知婦人以畏死而行權、將有無所不至者矣、白刃一脅、辱身敗名、則皆偷生苟免之心誤之也、善乎兩夫人曰、越義而生、不如死、彼自視其身如泰山之重、不難以一死全之、敬身之至者也、

右第六十四章、

宋の共公の夫人、伯姬、魯の宣公の女なり。嫁して十年にして而して共公卒す。宋に災ありて、火、姫の所に及ぶ。左右曰わく、夫人、火を避けよと。伯姬曰わく、婦人の義、保傅具わらざれば、宵に堂を下らずして、保傅の來たるを待つなりと。左右曰わく、火を如何せんと。伯姬曰わく、吾れ死せん。夫れ義を越えて而して生くるは、義を守りて而して死するに若かずと。遂に火するに逮ぶ。春秋、之れを書して、以て其の賢行を著わして、天下の婦道を勵ますなり(1)。〔節なり。共は、俱に音恭なり。夫(人)の夫は、音扶。行は去聲。〕

楚の昭王の夫人、貞妾、王に従いて漸臺に遊ぶ。王、他出するに、夫人を漸臺上に留む。江水、驟に至る。王、使者をして夫人を迎え使むるに、而るに符を持せしむるを忘る。使者至る。夫人曰わく、王、宮人を召すに必ず符を以てす。今、使者、符を持せず。吾れ行かざるなりと。使者曰わく、水、方に大いに至る。還りて而して符を持すれば、恐らくは後るるならんと。夫人曰わく、妾、之れを聞く、貞女、義にして約を犯さず、勇にして死を畏れず。約を棄て義を越えて而して生くるは、死するに如かずと。使者、走りて符を取るに、而るに臺崩じて、貞妾、死せり(2)。〔使者の使、俱に去聲。〕

論じて日わく、水火の災、死生の際、人、謂えらく、以て權を行

なう可き者なりと。知らず、婦人は、死を畏るるを以てして、而して權を行いて、將に至らざる所無きこと有らんとする者なるを。白刃、一たび脅して、身を辱め名を敗らんとするときは、則ち皆ないのちをわらわ生・苟いきながらん免の心もて之れを誤るなり。善きかな、兩夫人曰わく、義を越えて而して生くるは、死するに如かずと。彼、自ら其の身を視ること泰山の如く之れ重くして、一死を以て之れを全うすることを難しとせず。敬身の至れる者なり(3)。右、第六十四章。

○資料研究

(1) この伝記は、劉向『列女傳』卷四「宋恭伯姫」に見える。叙述は必ずしも同一ではない。ここには、特に伯姫が義を全うして死した部分を掲げる。劉向『列女傳』では、伯姫が、婚禮での親迎をしなかつたので、宋に対して「命を聴くを肯せず。」の態度をとったことを叙述して、その義理に対する信念の堅さを語る。この伝記に関する関連資料や問題点については、前掲拙著の頁454～465に詳しい。

(2) この伝記は、劉向『列女傳』卷四「楚昭貞姜」に見える。しかしまとめかたは必ずしも同じではない。伝記に関する関連資料や問題点については、前掲拙著の頁496～498に詳しい。

(3) この藍鼎元の論は、身を殺して義を實踐することと、敬身の徳との関連を論じようとする。二人の女性の場合、身を殺し生を棄てることは、一見、敬身の觀念にそぐわないように思われるのである。然るに敢えて敬身の徳と認定されるのは、このことによつて、偷生・苟免の心に惹かれて非義に泥むことなく、身を挺して義を實踐する自己を確立したからであるとする。だから、「一死を以て之れを全うすることを難しとせず。敬身の至れる者なり。」と云うのである。『漢書』列傳三十二に、任安に報じる書で、司馬遷は、「人、

固より一死有り。死するに泰山より重き有り、或いは鴻毛より輕き有るは、之れを用いて趣く所を異にすればなり。」という。ここで、藍鼎元は、両女共に、權を越えて義を實踐したことを敬身の徳と評價しているが、これについては異なる見解も有る。すなわち、呂坤『閨範』(卷三、善行、婦人の道)は、貞姜と伯姫については、その評価をやや異にする。すなわち、貞姜については、「身を殺して以て信を成すと謂う可きなり。……貞姜も亦た其の召しに従いて、而して王、己を罪せざること信ずると雖も、信を以て君を成し、禮を以て己を持す。故に死に寧じて而して往かざるのみ。惜しいかな、宋の伯姫の賢、貞姜の道に合するに若かず。」とし、伯姫に対しては、「伯姫、禮を守ること、其の身よりも重きなり。……禮を守ることの嚴なること、千古に一人のみ。君子、其の志を哀れみ、而して又た其の通變の權に味きを惜しむなり。」と言う。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本、頭注部分に、

「原文」符剖竹爲之、各持其半、有事合以信、觀於寧死而不可辱身、況未必至死、惟圖富貴貪淫樂、遂敗名喪節而不顧、此又無耻卑賤之尤者也、

符は剖きて竹を之れを爲る。各々、其の半ばを持して、事有るとき合して以て信とす。死を寧しとして而して身は辱しむ可からざるに觀あり。況んや未だ必ずしも死に至らざるに、惟だ富貴を圖り淫樂を貪りて、遂に名を敗り節を喪いて而して顧ざるをや。此れ又た耻ずる無き卑賤の尤なる者なり。

とある。各本、以下のようにである。○は字体不明である。

② 符剖竹爲之、各持其半、有事合以信、

觀於寧死而身不可辱、況未必至死、惟圖富貴貪淫樂、遂敗名喪節而不顧、此又無耻卑 賤之尤者也、

③ 符剖竹爲之、各持其半、有事合以信、

觀於寧○而身不可辱、況未必至死、惟圖富貴貪淫樂、遂敗名喪○而不顧、此又無耻卑 賤之尤者也、

④ 符剖竹爲之、各持其半、有事合以信、

觀於寧死而身不可辱、況未必至死、惟圖富貴○淫樂、遂敗名喪節而不顧、此又無耻里 賤之尤者也、

⑤ 符剖竹爲之、各持其半、有等合以信、

貞於寧死而身不可辱、況未必至死、惟圖富貴○淫樂、遂敗名喪節而不顧、此又無耻卑 賤之尤者也、

⑥ 符剖竹爲之、各持其半、有事合以信、

觀於甯死而身不可辱、況未必至死、惟圖富貴貪淫樂、遂敗名喪節若不顧、此乃無耻卑 賤之尤者也、

【第六十五章】

（原文）魯秋胡子娶妻五日、去而官于陳五年乃歸、將至家、見採桑婦而悅之、下車與語、婦人採桑不顧、秋胡子曰、力田不如逢豐年、採桑不如見國卿、吾有金、願以與夫人、婦人曰、吾不願人之金、秋胡子遂去、至家、奉金遺母、母命呼妻、妻出、乃桑間婦也、秋胡子大慚、妻責之曰、見色棄金、而忘其母、大不孝也、事親不孝、則事君不忠、處家不義、則治官不理、孝義並亡、禍不遠矣、任君別娶、妾投河水而死、乃作詩曰、郎恩葉薄妾冰清、郎與黃金、妾不應、若使偶然通一語、半生誰信守孤燈、

右第六十五章。

魯の秋胡子、妻を娶りて五日にして、去りて而して陳に官するこ

と五年にして乃ち歸る。將に家に至らんとして、桑を採るの婦を見て而して之れを悦びて、車を下りて與に語らんとす。婦人、桑を採りて顧みず。秋胡子曰わく、力田するも豊年に逢うに如かず。採るも桑を國卿に見うに如かず。吾れに金有りて、願わくは以て夫人に與えんと。婦人曰わく、吾れ人の金を願わずと。秋胡子、遂に去りて、家に至る。金を奉じて母に遺る。母、命じて妻を呼ぶ。妻出づるに、乃ち桑間の婦なり。秋胡子、大いに慚ず。妻、之れを責めて曰わく、色を見て金を棄て、而して其の母を忘るるは、大不孝なり。事えて親に孝ならざれば、則ち君に事えて忠ならざるなり。家に處して義ならざれば、則ち官を治めて理まらず。孝・義、並びに亡ぶれば、禍、遠からざらん。君に別に娶らんことを任ず。妾は河水に投じて而して死せんと。乃ち詩を作りて曰わく、郎の恩、葉のごと薄く、妾は氷のごと清し。郎の與えし黄金、妾は應ぜず。若し偶然なら使むれば、一語を通せん。半生、誰をか信ぜん、孤燈を守らんと（一）。

右、第六十五章。

○資料研究

（一）この話は、劉向『列女傳』卷五「魯秋潔婦」に見える。『女學』のまとめ方はやや異なる。また、歴代、文学の素材とされている。武氏祠の画像にも画材とされている。伝記に関連する諸問題は、前掲拙著の頁584〜590を参照されたい。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本、頭注部分に、

「原文」責以不幸不忠不義、理○詞正、秋胡子、其又何言、倘因此而痛自謝過誓願改悔、以母命留之、或尚可挽回、乃默無半語、

婦蓋逆知、其不足有爲、而決志於一死也、悲夫、

責むるに不幸不忠不義を以てして、理は○、詞は正。秋胡子、其れ又た何をか言わん。尙お此れに因りて而して痛自・謝過して誓願・改悔し、母命を以て之れを留むれば、或いは尙お挽回す可きも、乃ち黙して半語すら無し。婦、蓋し逆知するならん、其れ爲す有るに足らず、而して志を一死に決するなり。悲しいかな。

とある。各本、以下のようにある。○は、本来、「有」か「直」であるのだろう。しかし、ここでは字体不明である。() 部分は欠落部分である。

- ② 責以不幸不忠不義、理○詞正、秋胡子、其又何言、尙因此而痛
自謝過誓願改悔、以母 命留之、或尚可挽回、乃默無半語、婦
蓋逆知、其不足有爲、而決志於一死也、悲夫、
- ③ 責以不幸不忠不義、理○詞正、秋胡子、其又何言、尙因此而痛
自謝過誓願改悔、以母 命留之、或尚可挽回、乃默無半語、婦
蓋逆知、其不足有爲、而決志於一死也、悲夫、
- ④ 責以不幸不忠不義、理直詞正、秋胡子、其又何言、尙因此而痛
自謝過誓願改悔、以母 命留之、或尚可挽回、乃默無半語、婦
蓋逆知、其不足有爲、而決志於一死也、悲夫、
- ⑤ 責以不幸不忠不義、理有詞正、秋胡子、其又何言、尙因此而痛
白謝遂誓願改悔、以母 命留之、或尚可挽回、乃默無半語、婦
蓋逆知、其不足有爲、而決志於一死也、悲夫、
- ⑥ 責以不幸不忠不義、理直詞正、秋胡子、于此又何言、尙因此而痛
痛 () 謝過誓願改悔、以母命留 ()、()